

令和6年度決算説明概要

事務局説明 ①

「議案第1号 他会計振替額の確定について」

令和6年度決算において、公益目的事業会計、公2の「水源地域対策事業」の不足分、457万464円を、法人会計から補てんするもの。

公益法人認定法施行規則第26条第8号の規定により、会計間の振替は、評議員会の決議を要するため、理事会での承認を諮るもの。

「議案第2号 特定費用準備資金の取崩しについて」

新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業にかかる特定費用準備資金の計画期間が令和6年度をもって終了したので、同事業の積み立て資産の残額を記載のとおり振り替えるもの。

特定費用準備資金取扱規則第3条の規定に基づき、理事会決議を求めるもの。

残額のうち、引当資産の積立限度額5,000万円となる記載の金額を引当資産に振り替え令和7年度から11年度の事業費へ充当。

そのうえの残額については、流動資産として令和7年度事業費へ充当する。

なお、積立資産の充当実績は、議案関係資料を参照。

「議案第3号 令和6年度事業報告について」

定款第11条第1項の規定により、令和6年度事業を報告し、承認を求めるもの。

5ページ、大きなI、事業の概要

1 水源林地域対策事業（1）の水源林対策事業

水源林地域の地方公共団体が講じた、水源林対策事業に助成。

① 県内助成事業 上流域4市町村の森林整備に対し、助成。

② 県外助成事業 長野県飯田市を始めとする、6市町村に助成

県内・県外ともほぼ計画通りの執行。

7 ページ (2) 水源林保全流域協働事業

8 市町村の水道使用量 1 トン 1 円相当額の負担金を財源とし、人材育成事業、間伐推進事業、水源林整備協定事業は上流域 4 市町村に対して助成
森林づくり事業は認定 2 法人が取り組む上下流交流事業等に対して、助成

② 水源林管理事業 記載の金額を、水源林管理事業費積立資産より取崩した

2 水源地域対策事業 (1) 水源地域対策事業

設楽ダムに係る水源地域の振興を図るため、記載の 2 事業に要した設楽町負担額の 1000 分の 800 相当額を助成。

8 ページ (2) 特定水源地域対策事業

① 新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業

特定水源地域対策基金の果実及び特定費用準備資金による事業で旧鳳来町地域への助成。表記載の 4 事業に助成を行い、財源として特定費用準備資金より記載の金額の取り崩しを行いました。

積立資産の残額及び事業実績については、議案第 2 号で説明のとおり。

② 設楽ダム水源地域対策事業

設楽ダム水源地域対策事業費積立資産の果実及び資産を財源とした事業で、表記載の 4 事業に助成。

財源として資産より、記載の金額の取崩しを行った。

9 ページ 3 の、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する事業報告の附属明細書については、事業報告の内容を補足する重要な事項がないことから、作成しない。

大きなⅡ一般的事項 令和 6 年度中の理事会及び評議員会の開催経過。

議案関係資料に、市町村別の事業実績の詳細を記載している。

「議案第4号 令和6年度決算について」

定款第11条第1項の規定により、令和6年度決算の承認を求めるもの。

11 ページ、12 ページ 貸借対照表と内訳表

本基金の財務状況を令和7年3月31日の時点を捉え、作成した。

12 ページの事業別の内訳表を参照。

当法人の会計は、公益目的事業会計と法人会計

公益目的事業会計は、水源林対策に関するものを公1、

水源地域対策に関するものを公2、さらに細区分した事業別の内訳表を作成

資産の部 1 流動資産には、現金預金と未収金。

未収金は、4行目に記載の金額で、実績により精算するため、未収となっている。

公1 水源林対策事業の県及び8市町村からの受取負担金が主なもので、4月末には納入済みとなっております。

流動資産合計は、5行目に記載の 2億4,609万4,956円。

2 固定資産の（1）基本財産は、法人会計で、8行目の投資有価証券と、9行目の普通預金を合わせ、時価4億3,102万8,737円を保有。

（2）特定資産について

12行目、基本基金は、基本財産と同様に、法人会計で時価

2億8,950万3,676円を国債等で保有。

13行目、水源林管理事業費積立資産は、水源林保全流域協働事業の財源、設楽ダム水源地域対策事業費積立資産は、設楽ダム水源地域対策事業の財源、

特定水源地域対策基金と新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業引当資産は、新城市（鳳来地域）水源地域対策事業の財源、

財務調整積立資産は法人会計の財源として、それぞれ記載の金額を保有。

特定資産合計は19行目 58億4,815万9,715円。

21行目、その他固定資産は、電話加入権のみで、

流動資産と固定資産を合わせた資産合計は、24 行目に記載の

65 億 2,536 万 3,708 円。

11 ページの総括表で昨年度からの増減を記載しているが、固定資産の主な減少要因は、各資産で保有の投資有価証券の時価評価額の減少によるもの。

(約5億円)

資産の明細は 21 ページ、財産目録に記載

財産目録には、時価による資産に併せ取得価格も並記している。

負債の部

1 流動負債は、未払金、預り金と賞与引当金

27 行目に記載の未払金の主なものは、事業報告で説明の各事業の助成費等で、4 月末までに概ね支払いを完了。

その他、固定負債は無く、

負債合計は、31 行目の 2 億 4,095 万 1,376 円。

正味財産の部

1 指定正味財産 34 行目から順に、賛助会員会費は、基本財産の一部、国庫補助金は 基本基金の一部、地方公共団体出捐金は、基本財産・基本基金・特定水源地域対策基金造成時の、地方公共団体の負担分。

寄付金は基本財産の一部で、

水源林保全流域協働事業受取負担金は、水源林保全流域協働事業の財源不足を補うため、負担金の一部を積み立てているもの。

設楽ダム水源地域対策事業費積立資産負担金等は、受取負担金とその利息の合計額。

41 行目、その他有価証券評価差額金は時価評価と取得価格の差額などで

マイナス5 億 3,475 万 3,288 円。

43 行目、指定正味財産合計は、前年度から 4 億 6,969 万 3,967 円減の

時価、61 億 9,858 万 1,152 円。

2 一般正味財産は、46 行目の 8,583 万 1,180 円で、
指定正味財産と一般正味財産の計となる 49 行目 正味財産合計は、
62 億 8,441 万 2,332 円となり、
負債及び正味財産合計は、65 億 2,536 万 3,708 円。

13 ページ 令和 6 年度正味財産増減計算書

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの、正味財産の増減。

15、16 ページの内訳表合計欄を中心に説明

昨年度との比較は 13、14 ページの計算書に表示。

15 ページ 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部

(1) 経常収益

5 行目 基本財産受取利息、7 行目 基本基金受取利息、13 行目 財務調整
積立資産受取利息は、いずれも法人会計の収入として、受け入れ。

9 行目 設楽ダム水源地域対策事業費積立資産受取利息は、5,896 万 8,469
円を事業会計に受け入れ、事業費に充当。

10 行目 特定水源地域対策基金受取利息は、新城市(鳳来地域)水源地域
対策基金の利息で、公 2 の同事業会計に、866 万 2,034 円を受け入れ。

15 行目から18 行目の 各受取負担金振替額は、それぞれ記載の金額を事業
実施のため指定正味財産から、一般正味財産へ振替たもの。

20 行目受取利息は、各会計の銀行預金の利息収入で各事業費に充当

経常収益計は、21 行目の2億 6,851 万 6,651 円。

(2) 経常費用

23 行目からの事業費の、県内助成費から、設楽ダム水源地域対策事業費助成
費までは、事業報告書にて説明の事業に助成したもの。

33 行目の給料手当から雑費は公益事業に関する事務職員 2 名分の人件費と
事務費。

16 ページ管理費は、法人の管理運営に要する経費で、職員 2 名分の人件費を
含んでいる。

59 行目 経常費用計は、2 億 9,123 万 3,414 円。

60 行目 評価損益等調整前当期経常増減額は、経常収益計から経常費用計を差し引いた、マイナス 2,271 万 6,763 円。

62 行目 特定資産評価損益等は、

新城市（鳳来地域）水源地域対策基金引当資産の有価証券の評価損と、設楽ダム水源地域対策事業の投資有価証券売却益のうち、982 万 8,649 円を事業費へ充当したもの。

法人会計の 1,158 万 9,364 円は基本基金の有価証券売却益。

64 行目 当期経常増減額は、169 万 1,450 円のマイナス。

経常外増減の部、（1）経常外収益は、特定水源地域対策基金の利息及び出捐金から新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業引当資産に額面 3 千万円の有価証券を振り替えたもの。

他会計振替額は、議案第 1 号で説明のとおり、法人会計から公益目的事業会計に振り替えたもの。

75 行目 当期一般正味財産増減額は、2,830 万 8,550 円のプラス

77 行目 一般正味財産期末残高は、8,583 万 1,180 円となる。

指定正味財産増減の部

79 行目～81 行目の受取負担金は、それぞれの事業推進のため、愛知県、及び関係市町村からの負担金。

82 行目 基本財産評価損益等は、昨年度と本年度の評価額の差額、

83 行目 特定資産売却益は、設楽ダム水源地域対策事業費積立資産の有価証券売却益の一部を資産に積み立てたもの。

特定資産評価損益等は、特定資産の昨年度と本年度の評価額の差額。

85 行目、一般正味財産への振替額は、それぞれの事業に充てるため、

2 億 2,139 万 839 円を振替。

86 行目、当期指定正味財産増減額は、マイナス 4 億 6,969 万 3,967 円。

88 行目、指定正味財産期末残高は、61 億 9,858 万 1,152 円で、
一般正味財産と、指定正味財産の期末残高の合計を合わせた、
正味財産期末残高は、89 行目の、62 億 8,441 万 2,332 円となる。

17 ページ 財務諸表に対する注記

2.の重要な会計方針としては、「平成 20 年公益法人会計基準」を適用。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

令和 3 年度に、より適切な債券の運用のため、一部債券を売却したことから、満期保有を目的としていた債券を「その他有価証券」等に振り替えた。

公益法人会計基準では、債券の保有目的を変更した場合は、時価評価することが義務づけられているため、「その他有価証券」については、時価評価をしている。

なお、令和 5 年度以降に取得した債券は、「満期保有目的債券」として、取得価額による評価をしている。

3.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高について

有価証券の洗替による増減と、時価と簿価の差額の増減を合せて減少額に記載。

基本財産については、投資有価証券の入替えは無く、基本基金及び設楽ダム水源地域対策事業費積立資産の増加額には新規債券の取得価格が含まれる。

各資産の銀行預金の増減は、事業費に充当するための取崩し及び債券購入とその調整によるもの。

特定水源地域対策基金については

当期減少額は、額面 3 千万円の引当資産へ移管した投資有価証券の額面減少分も含まれている。

水源林管理事業費積立資産及び新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業積立資産の減少額は、先ほど事業報告で説明のとおり。

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳、

5. 満期保有目的の債券の状況、

6. 金融商品の状況は記載のとおり。

7. 補助金等の内訳ならびに交付者、当期の増減額及び残額について
ここでの()書きは、有価証券評価差額金を補助金等の区分に配賦した金額を記載している。

20 ページをお願いします。附属明細書です。

令和6年度より、賞与支給を開始しましたので、引当金を計上。

21 ページ「財産目録」

貸借対照表の科目ごとに財産の種類等と時価及び取得価格を、記載。

資産の部では、流動資産、及び固定資産について、

負債の部では、流動負債それぞれを、記載

「その他有価証券」については時価評価を行い、取得価格を参考記載し、

「満期保有目的債券」については、評価額は取得価格としている。

事務局説明 ②

26 ページ 「議案第5号 定款の一部改正について」

令和7年4月1日施行の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の改正に伴い、定款の一部改正が必要となるため、改正するもの。定款第20条及び49条の規定により定款の変更は、評議員会の決議を要するため、理事会の承認を諮るもの。

主な改正点としては、認定法第5条の改正により外部理事及び外部監事が必要となったため、定款第18条及び36条に報酬等の支給規定を改めたこと。第30条の理事、監事の定数を各1名増とすること。

そのほか、認定法施行規則の改正により第12条を削除するため、定款の条数の変更、会計基準の見直し等による、第14条への公益充実資金の規定、第11条で正味財産増減計算書から活動計算書に改めることなどを記載のとおり改正するもの。また、この定款は令和8年4月1日より施行するものと考えている。

次に、30 ページ「議案第6号 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則の一部改正について」

議案第5号の定款の改正により、役員及び評議員の報酬額を規定するもの。

第2条で支給するものの要件を規定し、別表のとおり報酬を定めるもの。

定款第20条により、役員及び評議員の報酬については評議員会の決議を要するため、理事会の承認を諮るもの。

報酬日額については、豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を参考に設定。

施行期日は定款の改正に合わせ、令和8年4月1日と考えています。

次に、32ページ「議案第7号 役員等候補選出委員会規則の制定について」

定款、第16条及び第32条に、評議員、役員の選任は、評議員会の決議にて選任されるものと規定されています。評議員会に外部理事・監事候補者を提出するにあたり、候補者選出の透明性の確保・向上に向けて、理事会とは別に、役員等候補選出委員会を設置することが望ましいとされているので、規則を制定するもの。規則の制定は定款第39条により、理事会決議を要するもの。

当基金では、理事、監事の任期が令和8年6月の評議員会までとなっておりますので、外部理事、外部監事の候補者を評議員会に提出するための組織を規定するもの。

なお、委員については、評議員会で選任するものとしていますので、本年6月の評議員会に諮る必要があるため、本理事会へ提案するものです。

施行期日は理事会決議の日と考えています。

議案第5号から7号の説明は以上です。

35 ページ 報告事項 1 令和6年度 財産運用結果について

財産運用規則第5条第1項の規定により報告するもの。

36, 37 ページ

1. 基本財産については、債券の入替は無く、記載の運用収益。

2. 1) 基本基金については、

財産運用規則第4条第2項の規定により、満期までの継続保有よりも多くの利息、売却益を見込める債券2銘柄、額面2億円の購入のため、額面2億円の債券を売却。この運用による売却益、運用収益は記載のとおり。

2) 特定水源地域対策基金については、

令和6年第29回評議員会での「特定水源地域対策基金の取り崩し」の決議に基づき、記載の額面3千万円の債券を取り崩し、新城市（鳳来地域）水源地域対策事業引当資産に移管し、本基金の財産は9億2千万円となった。

その他の債券移動は無く、運用収益は記載のとおり。

3) 設楽ダム水源地域対策事業費積立資産については、

運用効率の向上を図るため、記載の債券、額面で計2億9,400万円の債券を売却し、額面3億円の債券を購入。また、額面9千万円の債券の償還。この運用による償還・売却益、運用収益は記載のとおり。

その他資産の運用利息を含めると、正味財産増減計算書の経常収益に記載のとおり、総計で7,712万5,812円の運用収益があった。

なお、現在保有している債券は、国債・地方債・政府保証債・電力債等、発行体の信用リスクの低いもので運用している。各債券の時価評価額は、財産目録に記載のとおり、多くの債券が額面を下回っているが、満期まで保有すれば損失は発生しない。

また、時価が極端に下がっているような、債券は無い。